



県章

山形県公報

平成27年4月21日(火)
第2640号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……583
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……584
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同
- 昭和44年12月県告示第1320号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正……………(砂防・災害対策課) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会4月定例会の招集……………585

公 告

- 平成27年度調理師試験の実施……………(食品安全衛生課) ……586

告 示

山形県告示第457号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
大江町土地改良区
- 2 事務所の所在地
西村山郡大江町大字本郷戊276番地の13
- 3 認可年月日
平成27年4月13日

山形県告示第458号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき米沢市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類
米沢都市計画特別用途地区
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第459号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 鶴岡都市計画緑地
 - (2) 名 称 4号赤川河川緑地
- 2 縦覧の場所

県土整備部都市計画課

山形県告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称

鶴 岡 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 鶴岡都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 鶴岡公共下水道
- 3 変更の内容

設計の概要の変更
- 4 事業施行期間

昭和47年11月20日から平成31年3月31日まで

山形県告示第461号

昭和44年12月県告示第1320号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
 なお、関係図書は、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成27年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第55項第2号を次のように改める。

(2) 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から20号までを順次結んだ線及び標柱1号と20号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱21号から27号までを順次結んだ線及び標柱21号と27号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
鶴 岡 市		湯 野 浜	笹 立	1 - 1	1号、19号及び20号
				1 - 65	2号
		湯 野 浜 二 丁 目		3 - 17	3号及び4号
				5 - 12	5号
				3 - 12	6号

		湯野浜	笹立	225-8	7号、8号及び14号
		湯野浜 二丁目		3-36	9号
		湯野浜 一丁目		2-16	10号
				2-12	11号
		湯野浜	笹立	226	12号
				225-11	13号
				225-26	15号から18号まで
		湯野浜 二丁目		4-61	21号
				5-7	22号
				7-8	23号
				6-15	24号
				6-25	25号
				5-9	26号
				4-55	27号

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第8号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

平成27年4月21日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成27年4月24日（金）午前10時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 山形県朝日少年自然の家に係る指定管理者制度の導入及び指定管理者の募集について
 - (2) 山形県青年の家に係る指定管理者の募集について
 - (3) 山形県体育館及び山形県武道館に係る指定管理者の募集について
 - (4) 山形県あかねヶ丘陸上競技場に係る指定管理者の募集について
 - (5) 平成27年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について
 - (6) 教職員の人事について

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成27年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成27年4月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 平成27年10月10日（土）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場 所 山形市

2 受験手続

調理師試験受験願書を平成27年6月15日（月）から同月29日（月）までの間に、県内在住の者は最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に、県外在住の者は山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（県外在住の者については郵送も可能とし、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課において同月29日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局食品安全衛生課（電話023-630-2621）又は各総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁にあっては、保健企画課生活衛生室）に問い合わせること。